

起業等スタートアップ支援補助金

(公財)かがわ産業支援財団では、県内での社会的事業において効果的な起業、事業承継又は第二創業を促進し、地域の諸課題の解決を通じた地域活力の向上を図ることを目的に、デジタル技術を活用し県内で起業、事業承継又は第二創業を行う者に対して、その起業等に要する経費の一部を補助します。

I. 交付の対象事業・補助金額

対 象 事 業	補助金上限額
地域に蓄積された強みなど、地域資源を生かして、地域活性化関連、子育て支援、健康関連、買物弱者支援、まちづくりの推進などの社会的事業分野(※1)において、デジタル技術を活用し、地域の課題の解決に資する事業であって、次の要件を全て満たすものであること ①本県の地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること ③起業等を行う者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること ※1 事業承継者、第二創業者は、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る。	200万円 (補助率 1/2)

II. 補助対象者

以下、全ての要件を満たす者であること

*事前に財団の伴走支援員等の指導を受け、事業計画書のブラッシュアップ等を行ってください(必須)。予約は裏面をご参照ください。

(1)県内における起業家、事業承継者又は第二創業家であること。

類 型	要 件
起 業 者	令和5年4月1日から令和5年12月31日 までに、個人開業又は会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)の設立を香川県内で行い、その代表者となる者
事業承継者	令和5年4月1日から令和5年12月31日 までに、既に事業を営んでいる会社における新たな分野に進出することを目的として、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に関する事業を、香川県内において事業承継を経て新たに実施し、その代表者となる者
第二創業家	令和5年4月1日から令和5年12月31日 までに、既に事業を営んでいる会社における新たな分野に進出することを目的として、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に関する事業を、香川県内において第二創業を経て新たに実施する当該会社の代表者

(2)**創業支援塾等(※2)を受講**(交付申請日時点で未受講の場合、受講の意思があり、補助事業期間の完了日まで受講)の上、その事実を証明すること。ただし、令和5年3月31日以前の1年間において香川県内外において既に個人開業又は会社の設立を行った者を除く。

※2 (公財)かがわ産業支援財団が実施する創業支援塾、香川県よろず支援拠点主催の創業セミナー(創業支援塾と同等のものとして財団が認めるもの)、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項に規定される特定創業支援等事業として実施される創業塾、創業セミナー、個別指導、個別相談等

(3)香川県内に居住していること、又は、補助事業期間の完了日までに香川県内に居住することを予定していること。

(4)県税を完納していること。

*詳細については「起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領」等をご参照ください。

III. 補助対象経費

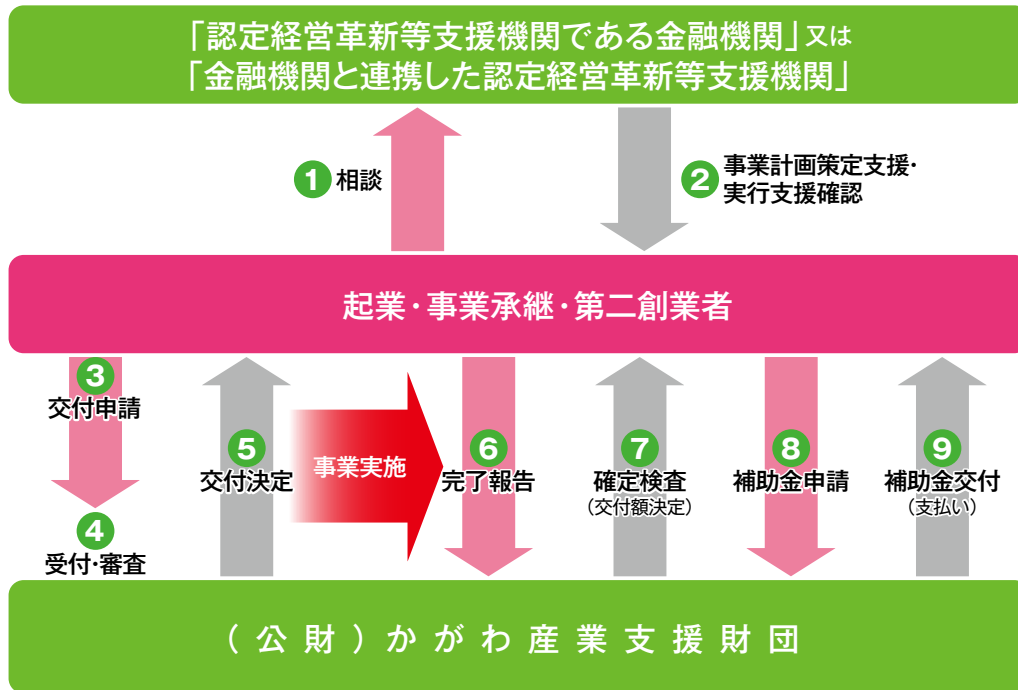
人 件 費	補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金(直接雇用契約を締結した者に限る。)
事業費	店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費 等
委託費	事務遂行に必要な業務の一部を第三者に委託した経費

IV. 公 募 期 間

令和5年4月18日(火)～5月26日(金)17時必着

*上記募集で採択額が予算額に達しない場合、2次募集を行う場合があります。

スキーム図



- 本事業の申請書類の提出に際しては、「認定支援機関である金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関」による事業計画策定支援及び事業計画実行支援の確認が必要となります。
- 「認定経営革新等支援機関」については、中小企業庁のホームページによりご覧いただけます。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

申請から補助金交付までの流れ



*全体スケジュールは予定のため、申請状況等によりスケジュールが前後する場合があります。

伴走支援員等への
相談予約窓口

【予約制】087-840-0391 (相談はオンライン等も対応可)

*予約状況によってはご希望日時に沿えない場合もありますので早期の予約・相談をお願いします。

申請手続きに
ついて

申請についての詳細条件や必要書類は、「起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領」及び「起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）募集要領」等をご確認ください。募集要領や交付申請書様式等の関係書類は、財団のホームページからダウンロードできます。
[\(https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/startup/\)](https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/startup/)

申請書類提出先、
お問い合わせ先

(公財)かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課(*)
 〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
 TEL:087-840-0391 MAIL:kigyoshien@kagawa-isf.jp

(*)提出方法は、原則、郵送又は持参とします。